

議案第 13 号

文化財の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり文化財の指定をすることについて、議決を求める。

岩手県指定有形文化財の指定

指定番号	名 称	員 数	所 有 者
有第 258 号	盛岡藩北家御次留書帳	59 冊	花巻市花城町 9 番 30 号 花巻市

平成 28 年 8 月 22 日提出

岩手県教育委員会教育長 高 橋 嘉 行

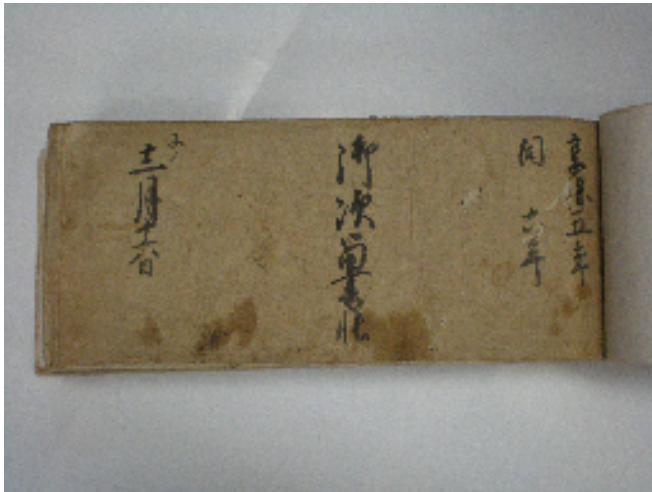
理由

岩手県指定有形文化財の指定をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（古文書）
名 称 ・ 員 数	おつぎとめがきちょう 御次留書帳 59 冊 (答申名称 <small>もりおかはんきたけおつぎとめがきちょう</small> 盛岡藩北家御次留書帳)
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	花巻市花城町 9 番 30 号 花巻市
文化財の所在場所	花巻市若葉町三丁目 16 番 24 号 花巻市立花巻図書館
指 定 理 由	<p>当該物件は、盛岡藩重臣の一家、北家（のち南部家と改姓）の家来の御次衆による作成と見られる執務記録で、記録されている年代は、正徳 3（1713）年～明治 3（1870）年である。</p> <p>盛岡藩重臣の北家は、江戸初期花巻城代を務めた北信愛（1613 年没）の三男、九兵衛（1639 年没）が家老を務めて以来、代々が家老などの重職を務めた家柄である。</p> <p>名称は旧蔵者の太田孝太郎氏による命名と見られ、本来の表紙と見られる中扉の表題に「御次留書帳」のほか「御次留書」、「御次雑書」、「御留帳」、「文化六歳御次書留帳」、「文政三年留帳」などの題名がつけられているものがある。</p> <p>品質・形状は、紙、横帳綴。本来の表紙と見られる中扉のなかに留書の名称や年代のほか、北家家来で家老と呼ばれた人物の勤務割が記載されたものが散見される。</p> <p>その伝来は、元北家所蔵になるもので、大正 5 年 3 月当時、元禄年代から元治元年（1865）まで 83 年分の「御次留書」と弘化 3 年（1847）～明治 31 年（1898）の「事跡調」5 冊があったとされる。その後、昭和 29（1954）年花巻市に有償譲渡、同 35 年には花巻市指定文化財に指定され、現在は、花巻市立花巻図書館で保管収蔵している。また、マイクロフィルムに撮影され、花巻市古文書解説会により解説が進められている。</p> <p>当該資料は、日記形式で、御次の席で受け取った文書のほか、主に正月中旬に実施された勤務割、家来の冠婚葬祭と相続、病気届、当主の墓参りや登城などの行列などが詳述されている。年貢諸役の徴収では蔵奉行に大湯と関口の家来を割り当てている。定期的に出す飛脚を通じて連絡を取る一方、年貢諸役の徴収と盛岡への搬送には道中の責任者を宰領としている。宮守の年貢米はその多くが遠野に搬送され同町で販売されている。</p> <p>「御次留書帳」は一部他県にあるものの、江戸時代中期以降の重臣の動向がよく記録されており、盛岡藩における当時の社会状況を知る上で貴重な資料である。</p> <p>以上のことから、岩手県有形文化財指定基準の古文書の部第 4 項に該当し、岩手県文化財として指定し保護を図ることが適切である。</p> <p>参考：【岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準】～抜粋～ 第 1 有形文化財指定基準 古文書の部 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの。</p>

【参考写真】

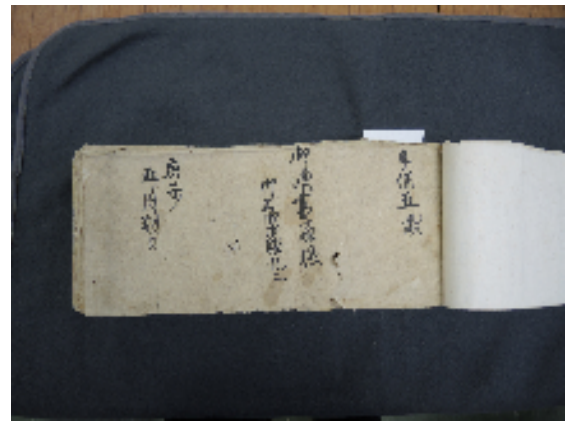


〔第1冊表紙〕

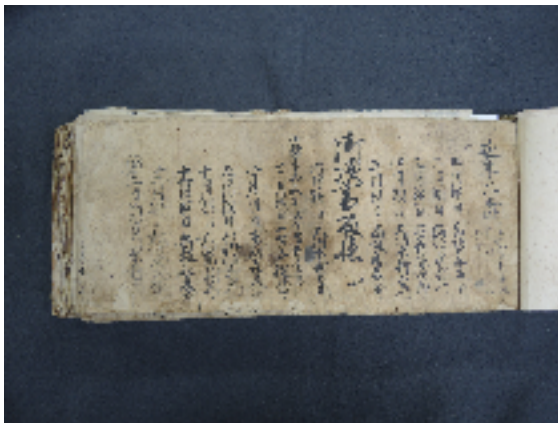
〔第1冊中扉-享保5年〕



〔第5冊 中扉 延享2年〕



〔第8冊 番割 明和5.1.15付-1〕



〔第8冊 番割 明和5.1.15-2〕

